

記入例（電車）

確認処理		支給精算 幹事
総務部長 又は理事	幹事	/

旅費額計算書(請求書)

提出日 ○○年○ 月○ 日

地区研	○○	氏名	○○○○ 印
所属名	××中学校	自宅住所 (発着地が自宅 の場合に記入)	
旅行月日	5 / 20 ~ /	会議名 代議員会	目的地 長野県教育会館
			旅費請求額 3,240 円

1 交通費

発着地・経過地	方法	距離 <small>自家用車使用時</small>	運賃等	急行料金・ 有料道路代	備考
学校	茅野駅	自家用車	8	240	
茅野駅	長野駅	JR	2,500		信州ワンデypass使用
計			2,740 円	円	交通費計 2,740 円

- (注) ・県内旅行についてはJR特急料金は支給しない
 ・方法が「自家用車」で同乗の場合は備考欄にその旨記載すること
 ・自家用車使用時の高速道路代は支給しない
 ・有料道路代は三才山・新和田トンネルのみ該当 領収書を裏面に添付すること

2 宿泊費 (領収書裏面添付)

月 日	宿泊施設名	宿泊料	食卓料
計			宿泊費計 円

3 駐車料金 (公共交通機関利用時に限る)

駐車場名	駐車料金
茅野市営駐車場	500 円

- ※ 500円を限度として支給
 領収書(写)を速やかに提出すること(FAX可)

自家用車利用の合理的理由

- ※ 県事研から支給する旅費に関する事は全て県事研旅費取扱要領による
 ※ 自家用車利用の場合、合理的な理由の記入がない場合は公共交通機関により支出する
 ※ 旅費請求者は、年度当初の会議に一度この計算書を提出する。ただし、方法や目的地が異なる場合は
 その都度総務部長又は担当理事・幹事へ提出する

記入例（高速バス）

確認処理		支給精算 幹事
総務部長 又は理事	幹事	/

旅費額計算書(請求書)

提出日 ○○年○ 月○ 日

地区研	○○	氏名	○○○○ 印
所属名	××中学校	自宅住所 (発着地が自宅 の場合に記入)	伊那市○○町△△△
旅行月日	5 / 20 ~ /	会議名 代議員会	目的地 長野県教育会館
			旅費請求額 4,300 円

1 交通費

発着地・経過地	方法	距離 <small>自家用車使用時</small>	運賃等	急行料金・ 有料道路代	備考
自宅 伊那インター	自家用車	10	300		
伊那インター 県庁前	高速バス		3,600		
計			3,900 円	円	交通費計 3,900 円

- (注) ・県内旅行についてはJR特急料金は支給しない
 ・方法が「自家用車」で同乗の場合は備考欄にその旨記載すること
 ・自家用車使用時の高速道路代は支給しない
 ・有料道路代は三才山・新和田トンネルのみ該当 領収書を裏面に添付すること

2 宿泊費 (領収書裏面添付)

月 日	宿泊施設名	宿泊料	食卓料
計			円 円
			宿泊費計 円

3 駐車料金 (公共交通機関利用時に限る)

駐車場名	駐車料金
伊那インター駐車場	400 円

※ 500円を限度として支給
 領収書(写)を速やかに提出すること(FAX可)

自家用車利用の合理的理由

- ※ 県事研から支給する旅費に関する事は全て県事研旅費取扱要領による
 ※ 自家用車利用の場合、合理的な理由の記入がない場合は公共交通機関により支出する
 ※ 旅費請求者は、年度当初の会議に一度この計算書を提出する。ただし、方法や目的地が異なる場合はその都度総務部長又は担当理事・幹事へ提出する

記入例（自家用車）

確認処理		支給精算 幹事
総務部長 又は理事	幹事	/

旅費額計算書(請求書)

提出日 ○○年○ 月○ 日

地区研	○○	氏名	○○○○ 印
所属名	××中学校	自宅住所 (発着地が自宅 の場合に記入)	伊那市○○町△△△
旅行月日	5 / 20 ~ /	会議名 代議員会	目的地 長野県教育会館
			旅費請求額 7,500 円

1 交通費

発着地・経過地	方法	距離 <small>自家用車使用時</small>	運賃等	急行料金・ 有料道路代	備考
自宅	長野県教育会館	自家用車	250	7,500	
計			7,500 円	円	交通費計 7,500 円

- (注) ・県内旅行についてはJR特急料金は支給しない
 ・方法が「自家用車」で同乗の場合は備考欄にその旨記載すること
 ・自家用車使用時の高速道路代は支給しない
 ・有料道路代は三才山・新和田トンネルのみ該当 領収書を裏面に添付すること

2 宿泊費 (領収書裏面添付)

月 日	宿泊施設名	宿泊料	食卓料
計			円 円
			宿泊費計 円

3 駐車料金 (公共交通機関利用時に限る)

駐車場名	駐車料金
	円

※ 500円を限度として支給
 領収書(写)を速やかに提出すること(FAX可)

自家用車利用の合理的理由
 会議資料が多いため

- ※ 県事研から支給する旅費に関する事は全て県事研旅費取扱要領による
 ※ 自家用車利用の場合、合理的な理由の記入がない場合は公共交通機関により支出する
 ※ 旅費請求者は、年度当初の会議に一度この計算書を提出する。ただし、方法や目的地が異なる場合は
 その都度総務部長又は担当理事・幹事へ提出する